め平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BR_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00110

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099

BS_n　地方大学・地方産業創生事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BT_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00066

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00059

BU_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BV_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00066

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00059

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}740\text{円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}830\text{円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可